

議案第 80 号

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 5 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続) 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。 ）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である 一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下 この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者 等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、 第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に 限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等から	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続) 第 4 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。 ）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である 一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下 この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者 等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、 第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に 限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等から

の請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認

の請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,300円を超える場合には、1万5,300円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認

したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5000円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年さいたま市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、</p>

当該ビラ作成業者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に37万5,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

当該ビラ作成業者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に36万5,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。